

# 『立正安國論』研究の現状と課題

古 河 良 啓

## 一、はじめに

①と②について、先行研究を概観し（表1参照）、そして本書に残されている問題点を確認していきたい。

## 二、破邪立正の内容

『立正安國論』は聖人の教義上非常に重要な位置にあるといえる。それは聖人自身が本書を三度上奏したことや、入滅直前においても本書を講義したと伝えられていることからも伺える。

また、その重要性から本書に関する解説や研究は多数

におよぶが、しかし執筆の背景や時代状況等の歴史学的見地も踏まえた、総合的な研究はあまり見当たらず、今日なお多数の問題が残されている。

を概観していく。

本書で破邪の対象とされるのは、当時広く流布していた法然浄土教である。その批判の主たる根拠は、教理的に言えば、法然が捨閉闇拠のもとに釈尊一代の聖教を破り、正法たる法華經による成仏を否定し、多くの人を迷わしたという点にある。こうした見解は、戦前から今日の関係、③予言の適否、④物心相関の問題、⑤国難の見方、という『安國論』における五点の問題点から、主には本書の破邪の対象を拡大し、真言を含めた四宗を批判

表1 「立正安国論関係著作・論文目録」

		著者	タイトル	所収	出版版	発行年月日
1	柴田一能	『立正安国論略解』			良書刊行会	大正15年
2	田辺善知	『立正安国論通釈』			中央出版社	大正15年
3	本多日生	『日蓮主義の本領』			日蓮聖人遺文研究会	昭和03年
4	鈴木一成	『立正安国論講義』			大林閣	昭和07年
5	北尾日大	『立正安国論講義』			研文館	昭和06年
6	中川日史	『立正安国論』			昭和07年	昭和07年
7	清水龍山	『立正安国論講義』			昭和09年	昭和09年
8	山川智応	『日蓮聖人傳十講』			昭和13年	昭和13年
9	小林一郎	『立正安国論通釈』			昭和17年	昭和17年
10	家永三郎	『日蓮の宗教の成立に関する思想史的考察』			昭和22年	昭和22年
11	茂田井教亨	『立正安国論解題』			昭和35年	昭和35年
12	戸頃重基	『護国思想の展開と変容』			昭和40年	昭和40年
13	戸頃重基	『日蓮という人 その虚像と実像』			昭和41年	昭和41年
14	勝呂信静	『日蓮聖人思想の理解し難い理由』			昭和49年	昭和49年
15	田村芳朗	『日蓮 殉教の如来使』			昭和50年	昭和50年
16	戸頃重基	『宗祖対法然房』			昭和51年	昭和51年
17	浅井円道	『日蓮にとつて国家および天皇とは何か』			昭和51年	昭和51年
18	高木豊	『日蓮―その行動と思想―』			昭和52年	昭和52年
19	佐々木馨	『日蓮と立正安国論』			昭和54年	昭和54年
20	茂田井教亨	『日蓮の法華経觀』			昭和55年	昭和55年
21	佐藤弘夫	『立正安国論講話解説書』			昭和59年	昭和59年
22	川添昭二	『日蓮とその時代』			昭和62年	昭和62年
23	佐藤弘夫	『鎌倉仏教』			昭和65年	昭和65年
24	川添昭二	『日蓮入門 現世を擊つ思想』			昭和66年	昭和66年
25	末木文美士	『日蓮―その思想・行動と蒙古襲来―』			平成06年	平成06年
26	佐藤弘夫	『増補改訂 日蓮―その行動と思想―』	『日本史研究』304号	第三文明社	昭和59年	昭和59年
27	高木豊	『日蓮と鎌倉文化』	日本史研究会	法経教育開発	昭和62年	昭和62年
28	佐藤弘夫	『日蓮的あまりに日蓮的な』	山喜房仏書林	校成出版社	昭和54年	昭和54年
29	日蓮	『立正安国論をめぐって』	ちくま新書	日本史研究会	昭和55年	昭和55年
		『立正安国論再読』	平成11年	太田出版	昭和59年	昭和59年
		『日蓮・われ日本の柱とならむ』	平成12年	太田出版	昭和62年	昭和62年
		『日蓮的あまりに日蓮的な』	平成14年	太田出版	昭和65年	昭和65年
		『ミネルヴァ書房』	平成14年	太田出版	昭和66年	昭和66年
平成15年	平成15年	『立正安国論』	平成15年	太田出版	昭和66年	昭和66年

\*『立正安国論』研究の論文や著書は多数に及ぶが、表1ではその主なものを一部抜粋して掲載した。

しているとする解釈も一部で見られた（柴田氏<sup>1</sup>、田辺氏<sup>2</sup>、鈴木氏<sup>4</sup>、中川氏<sup>6</sup>、山川氏<sup>8</sup><sup>(1)</sup>）。

戦後になると、家永三郎氏<sup>10</sup>によって法然の念佛信仰と聖人の題目信仰との類似性が提唱される。家永氏は念佛批判という行為が、聖人が自己の宗教を形成する上で必要不可欠な要素であったとし、聖人の宗教思想は念佛への対抗意識の下にそれを吸収し、模倣することによつて生成発展したものであると述べている。

家永氏は模倣の一例として称名念佛に対する聖人の専持唱題を挙げ、それは、平安期に広まっていた持経者信仰に源流を見ることができるとしつつも、しかし実際は簡明純一な易行という時代に即した、法然の称名念佛を模倣して案出されたものと述べている。

この法然類似説に対しても、その後様々な角度からの異論が展開され、高木氏<sup>18</sup>や茂田井氏<sup>21</sup>は、平安時代以来の唱題の伝統に基づき、そこに成仏の原理を見出したのが聖人であるとした。また浅井氏<sup>16</sup>は、聖人の唱題選択は教法の勝劣を根拠とするが、法然は教機相応判によるとして、両者の出発点に相違があることを指摘している。

勝呂氏<sup>14</sup>は、家永氏の法然類似説に対して、聖人の思

想に浄土教の称名念佛や真言の曼荼羅と類似した要素が存在するのは、念佛と真言を排除すると同時に、両者の形式を法華信仰に摂取し、それを純正法華經思想に止揚する開会の思想によるものと述べている。

また田村氏<sup>15</sup>も聖人は統一仏教という形態論の上から法然を批判したと述べている。田村氏によれば、最澄が雑然とした奈良仏教を統一するために法華經を中心に据えたのと同様に、聖人も法華經の一乘妙法によつて仏教の統一を図ったという。その際法然の選択・廢立が聖人の仏教統一の意図から逸脱するものであつたから法然を批判したのである。

家永氏の日蓮研究は、特定の信仰によらず鎌倉仏教という枠組みの中で、聖人の宗教思想を把握する点に特色があり、また多くの異論が展開されたことから、戦後の聖人研究における出発点といえるであろう。

他方、本書述作当時の聖人が天台沙門としての立場であつたことに着目し、そこから、浄土教批判の要因が見出されるという指摘もなされた（川添氏<sup>24</sup>、高木氏<sup>18</sup>、佐々木氏<sup>19</sup>、佐藤氏<sup>23</sup>）。例えば川添氏<sup>24</sup>は本書における法然淨土教批判には、山門出身者として、叡山教団の復興を図るという目的があつたとしている。

また佐々木氏<sup>19</sup>は、聖人が本書において批判の対象を

きたい。

念佛に限定し、幕府に上奏したという一点に関しては、

旧仏教である明惠や貞慶などによる伝統的な念佛批判と

同一であると指摘している。

以上、本書が法然淨土教のみを破邪の対象とした理由には、宗学や思想史、日本佛教史などの、広範囲から検討された諸説が確認できる。ここで注意すべきことは、破邪の対象を四宗とする戦前に見られた解釈である。こうした解釈は、佐後の本化上行としての聖人の視点、思想から本書を把握し、その深意や文章上の含意を汲みとつたものと考えられるが、しかし本書を読む限りでは、こうした解釈には検討の余地があると思われる。

次に立正については、第九段に見られる「実乗の一善」、すなわち法華經という見解でほぼ一致しているといえる。

しかし佐藤氏<sup>28</sup>は、本書述作時の聖人においては、法華經以外のすべての教行を否定する論理がまだ確立されてないし、したがって本書における正法を法華一乗に限定するのは不適切であると述べている。佐藤氏の解釈は、正法=法華一乗という従来の見解に、さらにそこに一切の大乗諸教が含まれると拡大して解釈するものであるが、その解釈の妥当性をめぐっては、今後検討していく

### 三、国と宗教との関係について

次に日蓮聖人が本書述作時において、国家と宗教との関係をどのように捉えていたかについて、従来の研究の流れを概観していきたい。聖人の国家観を把握するにあたっては、第七問答に見られる、

所詮天下泰平國土安穩君臣所レ樂土民所レ思也。夫國依レ法而昌法因レ人而貴。國亡人滅仏誰可レ崇。法誰可レ信哉。先祈ニ國家ニ須レ立ニ仏法。若消レ災止レ難有レ術欲レ聞。（定二二〇頁）

という客の発言が最も注目される箇所であり、仏法が優先か、國家が優先かという点で、従来様々な解釈がなされた。

戦前においては、先の客の発言が、聖人の真意の一端を示すものと解釈され、聖人は仏法よりも国家を優先するとした解釈が見られた（本多<sup>3</sup>、清水<sup>7</sup>）。このような解釈は、戦時下という当時の時代背景が強く影響しているものと考えられ、客の発言をもって、聖人を愛國者と位置づけるものであつたといえる。しかしその一方で、聖人を国家中心主義とする見方に対して注意を促す意見

や見解も同時期に確認できる（北尾5、小林9）。

ここで論点となつたのは、客の発言における聖人の真意の有無であり、主客どちらの発言に基づいて聖人の国家観を把握するか、にあつたといえる。

戦後になると、戦前に見られた解釈は一転して批判されているという、戦前に見られた解釈は一端が含まれることになり、高木氏18や川添氏26、戸頃氏12は第七段の客の発言が、戦前において「日蓮の国家主義的傾向の証として誤解された」とし、客の言葉を聖人の言葉として扱つた戦前の解釈を批判し、聖人の思想を知るためには主人の答弁から見解を引き出す必要があることを指摘している。

こうした客の発言をめぐる問題は、主人を聖人、客を北条時頼とする解釈でほぼ一致し、聖人は「仏法為本」という見方が主流となり、仏法を優先するという主人＝聖人の発言を視座として、古代鎮護国家仏教との関係などについて諸説が展開された（茂田井氏11、戸頃氏12、田村氏15、高木氏18、佐々木氏19、川添氏26）。

家永氏10は、聖人が自身の宗教を東密台密等の地位に入れ替えることにより、それらと同じ機能を果たさせよう企てたのではないかと、聖人の宗教性に現世利益的

信仰を見出し、それは古代鎮護仏教と同一であると述べている。

その一方で、高木氏18は、本書の題号でいえば、正法の樹立が優先し、それによって国家の安穩がもたらされる点こそが、『立正安國論』の考え方であり、仏法の正しい在り方を社会の安穏と関わらせた点に、鎌倉新仏教の鎮護国家性があつたと指摘している。

戸頃氏12や川添氏26、佐々木氏19も同様の指摘をしており、古代仏教の鎮護国家性は仏教が国家に従属するものであり、聖人のそれとは国家と宗教との関係が逆であるとして両者を区別している。

近年佐藤氏22は、第七段における客の「國家」という概念を、「仏法の存続基盤としての国土・人民」と解釈している。そして客の発言を「今日仏法を立てる目的は、何よりも仏法繁栄の土台である、そうした国家の安泰を願うことになればならない」と解釈することにより、ここに聖人の国家観が端的に示されているとし、第七段の客の発言が、国家と仏法の優先順位を論じたものではないとしている。

他方、末木氏25は戦後の解釈を評価しつつも、戦前の解釈が正しい理由として第九問答を挙げている。

末木氏が着目したのは、「早止<sup>ニ</sup>一闡提之施<sup>ニ</sup>永致<sup>ニ</sup>衆僧尼之供<sup>ニ</sup>収<sup>ニ</sup>仏海之白浪<sup>ニ</sup>截<sup>ニ</sup>法山之綠林<sup>ニ</sup>世成<sup>ニ</sup>義農之世<sup>ニ</sup>國為<sup>ニ</sup>唐虞之國」。然後斟<sup>ニ</sup>酌法水淺深<sup>ニ</sup>崇<sup>ニ</sup>重仏家之棟梁<sup>ニ</sup>矣」（定三四頁）という客の発言と、「若欲<sup>下</sup>先安<sup>ニ</sup>國土<sup>ニ</sup>而祈<sup>中</sup>現當<sup>上</sup>者速回<sup>ニ</sup>情慮<sup>ニ</sup>忽加<sup>ニ</sup>對治」（定二二五頁）という主人の発言である。この両者の発言から、客だけでなく主人も、「先ず國家を安んじ」ることを認めていると考えなければならない、と述べている。しかし、それは戦前の国家優先という解釈に戻るものではなく、国土の安穏は最優先するべきものであり、そのためには邪法を廃滅して正しい仏法に従うことが求められ、それが政治に課せられた課題であるとしている。

以上、本書における聖人の国家観研究の一端（法と国との関連）について概観してきた。戦前の愛国的風潮の強い時代は、国家主義的な面が強調され、戦後になると、そのような解釈への反論と、それに基づいた展開が見られた。さらに時代が下ると、戦前戦後の時代状況に左右されず旧仏教との比較など、より発展した解釈がなされたことが確認できた。

これらに関する今後の課題としては、一つには本書における国の意義を定義することである。戦前戦後を一貫

して、論者によつて国の意義を明確に定義していない場合があり、その定義も天皇制の国家や国土（戸頃12、佐藤22・29）などからわかるように、用語の不統一が伺えるからである。

これは本書において聖人自身が国の表現、字そのものを複数用いていることも理由と考えられ、その一例として、冒頭で引用した客の発言の僅か二行の中に、国土・国・国家という三種の用例が確認できる。聖人の国家観を把握する上においては、国の表現に複数の用例が見られるという点を念頭におく必要があるといえるであろう。二つには近年提示された佐藤、末木両氏の説における問題点である。まず佐藤氏が述べるよう、例え聖人の考證が客の発言に含まれていたとしても、本書が主客が互いの主張によって、相手を領解させるという問答形式である事や、さらに本書が幕府に対しての上奏を目的としているという、聖人の意図を考慮するならば、客は聖人である主人によつて、あくまで否定されるべき立場にあるといえるのではないだろうか。

そして佐藤氏は「夫國依<sup>レ</sup>法而昌法因<sup>レ</sup>人而貴。國亡人滅仏誰可<sup>レ</sup>崇。法誰可<sup>レ</sup>信哉。」という一文から、客の説く国家の概念を「仏法の存続基盤としての国土・人民」

と解釈して、主客同一説を展開するが、しかしこの発言が客の発言であることや、前述したように、本文中に國の表記が複数見えることから、聖人の國家觀が明確に示されているとは考えにくいと思われる。

また末木説については、聖人が本書において主張した邪法廃滅は、正法樹立と表裏一体であるという点を踏まえれば、客が「然後斟酌法水淺深」と安国を成就した後に、仏教を判断し正法を選び取ると述べていることは、立正の結果としての安国という本書の主旨と反する点を指摘できる。

三点目には、聖人が上奏の相手を朝廷ではなく、なぜ時頼としたのか、という國主觀、政治觀の問題も挙げられるであろう。

四、その他の問題点

本書には先に述べてきた他に、明確な解答が出されていない問題がいくつか残されており、その一つとして本書の上奏の目的が挙げられる。

本書は從来、國主を諫める國家諫曉の書として捉えられてきた。こうした説に対しても戸頃氏<sup>13</sup>は、本書の上奏には、天台法華と共に、國師としての聖人の採用を國家

に請願する目的があつたと述べている。これは天台の鎮護國家仏教を再興し、天台沙門としての聖人を國師に採用することを図ったとする説で、戸頃氏は主師親の三徳をかねる國師としての聖人の自覚が、すでに本書において見られるとしている。

高木氏<sup>27</sup>は、聖人が鎌倉入り以来淨土教を批判したこと、また隆盛を極める念佛者の拠点の近くに自身が住していたことなどから、上奏以前の段階において聖人が念佛者による迫害や批判を受けていたことを推定しており、上奏の目的の一つに、法然淨土教からの聖人自身の救出要請という一面があつたことを指摘している。

二点目は、人々の信仰と現実社会の相關が挙げられる。聖人は本書において、人々の信仰を是正し正法に帰依することにより、國は安穩になるとしている。これは人々の信仰、つまり精神界が國土に影響を与えることであり、宗教と現実社会、人心と國土という二項が互いにに関する、依正不二の思想を見る事ができるといえる。

依正不二是妙樂大師湛然によって強調されたが、聖人は後にこれを、正報である人間が成仏すれば、依報である國土も成仏するという、一念三千による草木成仏の原理として昇華させるのである。この依正不二是、法華經

に示される國土觀であり、それは自然災害や環境問題など今日に通じる課題に繋がるため、今後検討すべき問題といえる。

次に三点目は、本書における聖人の災害觀である。聖人は本書第五答において、唐の王朝の滅亡や、後鳥羽上皇が承久の乱によつて流罪された亡国の実例を挙げ、正嘉の大地震を含めた、これら全ての災難は念仏が原因であるとしている。こうした念仏による亡国の歴史觀は、依正不二同様、宗教と現実社会の関係についての問題といえるであろう。

四点目としては神祇觀の問題が挙げられる。聖人は『念佛者追放宣状事』や『諫曉八幡抄』に述べているように、本地垂迹思想の影響を受けながら、天照大神や八幡大菩薩を尊崇していたことが推察される。本書第一問答において、災難退治の方策として幕府が行つた宗教政策として、仏教の種々の祈祷をまず始めに挙げ、そこから順に神道の儀式、国政と書き列ねてあることからも、聖人の本地垂迹思想の一端が伺える。

ここで注目すべきは、貞慶や明惠など旧仏教の先師が、念仏批判の理由の一つとして神祇不拜を挙げているのに對して、高木氏<sup>18</sup>や川添氏<sup>26</sup>が指摘しているように、聖

人は天照・八幡を尊崇しながらも、本書において念仏の神祇不拜について言及していないという点である。

この問題は、聖人が神祇不拜について触れていない点について検討を加える必要があり、また貞慶や明惠などの旧仏教者と、聖人との念佛批判を比較することで、聖人の本書述作の立場がより明確になるのではないだろうか。

## 五、おわりに

本稿では主に『立正安國論』における「破邪立正」、「國と宗教の関係」に関する従来の研究を概観し、そこにどのような問題が残されているかを確認してきた。これらは現代社会とも深く関わる問題であり、今後は残された個々の問題点の検討を課題とし、理解を深めて行きたい。

## 註

(1) 本文中の、著者名・番号は表1「立正安國論関係著作・論文目録」を参照。